

# 税の申告はお早めに

市県民税と所得税の申告期間は、2月17日(月)～3月17日(月)です。2月23日と3月2日の日曜日も申告を受け付けますのでご利用ください。

## 所得税

柏税務署個人課税部門  
☎04(7146)2321(代)

## 柏税務署からのお知らせ

◎確定申告期限間近になると、税務署は大変混雑します。早期提出にご協力ください。  
◎作成した確定申告書は郵送などでも提出できます。  
◎税務署の駐車場は4月中旬まで使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。  
◎平成25年分の納税証明書が必要な方は、確定申告書を提出する際にお申し出ください。なお、確定申告期間およびその直後は請求日に発行できない場合がありますのでご了承ください。

## 軽自動車税の減免

軽自動車税の減免対象が広がります

市では、障害のある方のために利用される軽自動車等について一定の条件に該当する場合は、申請により軽自動車税の減免を行っています。

平成26年度から身体障害者のために使用する家族所有の軽自動車等については障害者の年齢要件(18歳未満)がなくなります。減免を希望される方は課税課までご連絡ください。

## 軽自動車税の減免申請(継続)を簡略化します

現在は納税通知書と合わせて送付する申請書により毎年減免の申請をしていただいておりますが、平成26年度からは手続きを簡略化します。

平成25年度の減免を受けている方に、2月中旬ごろに「現況調査書」を送付します。回答により①車両番号②運転者③障害手帳等の障害の区分や等級等に異動がないと確認できた場合は、申請なしに平成26年度も減免します。詳しくはお問い合わせください。  
☎ 課税課・内線338、405

## 市県民税

課税課・内線401

### 市県民税の申告が必要な方

次のいずれかに該当する方は、市県民税の申告をしてください。ただし、平成25年分の確定申告をする方は、確定申告が市県民税の申告を兼ねているため必要ありません。

- ①勤務先から市に給与と支払報告書が提出されていない方
- ②給与所得者で平成25年中に退職し再就職していない方
- ③事業所得、不動産所得、一時所得、雑所得などがある方
- ④医療費控除などの所得控除を受けようとする方
- ⑤市外に居住している方
- ⑥非課税所得(遺族年金・障害年金・失業給付金など)だけの方
- ⑦市外に居住する人の扶養になっている方
- ⑧税法上ご自分の扶養にもなっていない方
- ⑨

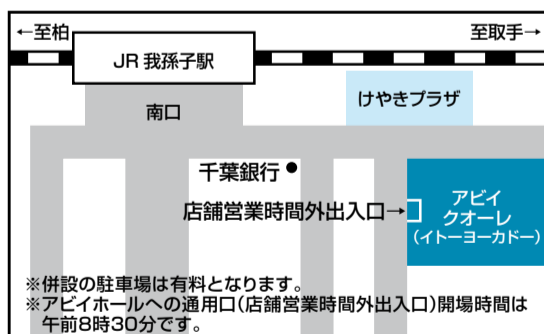
国民健康保険及び後期高齢者医療(長寿医療)制度の被保険者⑩公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方

※前記条件に該当しない方でも、国民健康保険税および後期高齢者医療(長寿医療)制度の保険料(軽減適用の判断も含む)や介護保険料の算定に所得の確認が必要で、所得証明書や非課税証明書が必要な場合には申告が必要となります。所得の有無や多少にかかわらず申告してください。

市県民税の申告が必要と思われる方には、1月20日に市県民税申告書を発送しました。申告書が届いていない方は、ご連絡ください

申告書は、市役所課税課、各行政サービスセンター、申告会場(開設時のみ)に用意。  
なお、各行政サービスセンターでは、申告書の收受や書き方の指導は行っていませんのでご注意ください。  
申告に必要なもの  
・源泉徴収票(原本)  
・生命保険料、地震保険料等の控除証明書(原本)  
・国民健康保険税、後期高齢者医療(長寿医療)制度の保険料、介護保険料など社会保険料の納付確認書または領収書  
・国民年金の支払いのある方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収書  
・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書(原本)と医療費の補てん金がある場合はその金額がわかる書類

申告会場(下図参照)  
今年も申告会場は、アビ



イクオーレ(イトーヨーカドー我孫子南口店)3階にあるアビイホールです。会場は大変混雑しますので、3月17日(月)までなるべく郵送による申告をお願いします。郵送の場合は、必要書類を添付して市役所課税課へ送付してください。  
※市役所での申告受付は行っていませんのでご注意ください。

### 市が開設する会場

日程	会場	内容
2月17日(月)～3月17日(月)の平日 (ただし、2月23日(日)、3月2日(日)は開設)	アビイホール アビイイクオーレ3階 (イトーヨーカドー我孫子南口店)	◎市県民税の申告受付 ◎作成済みの確定申告書の預かり(柏税務署に回送) ◎簡単な確定申告書の作成相談

※受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時  
作成済み確定申告書のお預かり…午前9時～午後5時  
※混雑状況により、早めに受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

## 国民年金保険料の納付方法として ◆「2年前納(口座振替)」が始まります◆

平成26年4月末の口座振替分から、割引額のより大きな2年前納がご利用いただけるようになります。2年前納は口座振替のみ利用が可能です。

申し込み期限 毎年2月末までに金融機関の窓口へ提出してください(口座振替納付(変更)申出書は金融機関の窓口にあります)。

### 2年前納(口座振替)のメリット

- ・2年間で1万4000円程度の割引となります。
- ・2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。
- ・口座振替を利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

☎ 松戸年金事務所 ☎047-345-5517、国保年金課・内線355

## ウイングホール柏斎場の使用料等改正について

4月1日から、消費税の税率改正の影響で維持管理コストが増加するため、ウイングホール柏斎場の使用料等の一部を下記のとおり改正します。

### 改正内容 ■使用料

区分		改正前		改正後	
		組合地域内	組合地域外	組合地域内	組合地域外
待合室	2室目から1室あたり	1500円	3000円	変更なし	変更なし
大式場	午後3時から	9万円	15万円	9万2500円	15万4200円
小式場	翌日午後2時	6万円	9万円	6万1700円	9万2500円
祭壇	30分まで	1万5000円	3万円	1万5400円	3万800円
霊安室	1日1体 午前0時から24時間	8000円	1万6000円	8200円	1万6400円
霊柩自動車	1回	9000円	1万4000円	9200円	1万4300円

※組合地域内…死亡者または申請者の住所が我孫子市・柏市・流山市の方

### ■骨つぼ料金

種類(直径)	特製(21cm)	7号(21cm)	6号(18cm)	5号(15cm)
改正前	1万円	5000円	4000円	3000円
改正後	1万200円	5100円	4100円	変更なし
種類(直径)	4号(12cm)	3号(9cm)	2号(6cm)	
改正前	3000円	2000円	1000円	
改正後	変更なし	変更なし	変更なし	

※7号～2号の骨つぼは白無地です。「特製」は7号の骨つぼに鳳凰または牡丹が描かれたものです。

☎ ウイングホール柏斎場 ☎7131-6649